

事務連絡

平成17年11月25日

財団法人日本船用品検定協会技術部長 殿
社団法人日本化学工業協会環境安全部長 殿

国土交通省 海事局 安全基準課 課長補佐
環境省 地球環境局 環境保全対策課 課長補佐

バラスト水条約の活性物質を利用するバラスト水管理システムに係る
IMOへの申請について

平素より、海事行政及び環境行政に関し、格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝致しております。

さて、国際海事機関（IMO）では、10年以上の歳月をかけてバラスト水の環境影響対策を検討し、2004年2月、「船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」（バラスト水管理条約）を採択しました。

この条約では、複数の国の管轄水域を航行する船舶に対して、排出するバラスト水中のプランクトンの数等に関する規制基準値が設けられています。この基準を遵守するためには、バラスト水中のプランクトン等を除去又は殺滅させるためのシステムを持つことが必要であり、システムの一つとして、バラスト水の排出の前に先立ちバラスト水に殺生物力のある化学薬品（バラスト水管理条約では「活性物質」と呼ばれている）を投与するシステムが想定されています。この際、殺生物力のある化学薬品を含有したバラスト水が大量に海洋に排出されると海洋環境に大きな影響を及ぼすことも考えられることから、条約では「活性物質を用いるバラスト水管理システムはIMOにより策定された手続きに基づいてIMOにより承認されなければならない」とされています。この「手続き」として2005年7月に「活性物質を使用するバラスト水管理システムの承認手続ガイドライン」（IMOでは、通常G9とよばれます。）が採択されています。

G9では、活性物質を実際に使用するためには、「基本承認」と「最終承認」の2段階の承認を経ることを課しています。

基本承認は、活性物質が海洋環境に与える影響、人への影響などに関し申請者から提出される活性物質の基本的な作用、実験室スケールでの試験結果について審査を行った上でIMOから与えられることになっています。

一方、最終承認は、船舶に実際に搭載するバラスト水処理装置（基本承認された活性物質をバラスト水に投与する装置）を用いたバラスト水の模擬的な排出を行わせ、その排水の海洋環境に与える影響に関し申請者から提出される結果について審査を行い、活性物質と処理装置の組み合わせ全体（バラスト水管理システム）について審査を行った上でIMOから与えられることになっています。

I M Oによるこれらの承認のための申請は、いずれも申請者から政府を経由してI M Oに送付されることになっております。よって、この活性物質に関して申請を希望される場合には、国からI M Oにデータを提出して審査を受ける必要があります。

つきましては、I M Oに申請する場合には、下記のとおり、G 9により要求されるデータを整えた上で国にデータを提出することが必要となりますので、関係者に対し周知の程お願い致します。

記

1．I M Oに申請書を提出する提出方法

活性物質に関して申請を希望される場合には、申請書及び必要書類（英語版を3部、日本語版を2部）を2．まで提出されるようお願い致します。

なお、I M O提出前に国土交通省及び環境省で内容の確認をいたしますが、作業に当たっては、データは、関係者以外秘匿の扱いと致します。

2．提出先（問い合わせ先）： 国土交通省 海事局 安全基準課（担当 今村）

TEL 03-5253-8636 FAX 03-5253-1541

E-mail imamura-t2p3@mlit.go.jp

環境省 地球環境局 環境保全対策課（担当 安達）

TEL 03-5521-8246 FAX 03-3581-3348

E-mail YUJI_ADACHI@env.go.jp

3．添付資料

G9仮訳

BWM.2/Circ.2

HK注： 資料H17-3-4-1 BWM.2/Circ.2と同じ資料のため省略

以 上